防衛庁訓令第44号

装備品等の製造設備等の認定に関する訓令を次のとおり定める。

昭和50年9月27日

防衛庁長官　　坂　田　道　太

装備品等の製造設備等の認定に関する訓令

改正　昭和59年６月30日庁訓第37号
平成13年１月６日庁訓第２号
平成18年３月27日庁訓第12号
平成18年７月28日庁訓第83号
平成19年１月５日庁訓第１号
平成19年８月27日省訓第140号
平成27年10月１日省訓第39号

（目的）

第１条　この訓令は、防衛省において調達する装備品等の製造設備等の認定に関し必要な事項を定めることにより、装備品等の品質の確保を図るとともに、調達業務の合理化に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　装備品等　防衛省設置法（昭和２９年法律第１６４号）第４条第１３号に規定する装備品等並びにその一部を構成する材料、部品及び半製品であつて、防衛省の契約の相手方である製造者又は販売者を通じて取得するものをいう。

⑵　製造設備等　製造設備及び検査設備、製造に必要な材料、部品及び半製品並びに工程、製造方法、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な条件をいう。

⑶　防衛省仕様書等　装備品等の標準化に関する訓令（昭和４３年防衛庁訓令第３３号）第１３条に規定する防衛省仕様書、同訓令第１９条に規定する防衛省規格、アメリカ合衆国政府が制定する仕様書又はアメリカ合衆国軍隊が制定する仕様書をいう。

⑷　製造上の要件　防衛省仕様書等に適合する品質の装備品等を継続的に製造するに足りる要件をいう。

⑸　幕僚長等　陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び地方防衛局長をいう。

⑹　監督検査　調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和４４年防衛庁訓令第２７号）第６条に規定する監督、第８条に規定する完成検査又は第１０条に規定する受領検査をいう。

⑺　物品番号　装備品等の類別に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第５３号）第９条に規定する物品番号をいう。

⑻　有資格者　防衛装備庁長官が防衛省所管契約事務取扱細則（平成１８年防衛庁訓令第１０８号）第１３条の書式により作成した有資格者名簿に登録されている者をいう。

（認定）

第３条　防衛装備庁長官は、次条に規定する指定品目に該当する装備品等の製造者の申請に基づき、その申請に係る製造設備等及びこれにより製造される装備品等について検査を行い、当該製造設備等が製造上の要件を備えていると認める場合には、そのことを認定するものとする。

２　防衛装備庁長官は、前項の認定（以下「認定」という。）に関し必要な事務の実施について、幕僚長等に協力を求めることができる。

（認定の対象となる製造設備等）

第４条　認定の対象となる製造設備等は、防衛省において調達する装備品等のうち、防衛省仕様書等が定められている装備品等で、反覆して調達することが予想され、かつ、監督検査に当たり、環境試験、破壊試験、特殊な設備を使用する試験その他長時間又は多額の費用を要するため契約ごとに行うことが合理的ではないと認められる試験又は審査を必要とされるものであつて、

別に指定する品目（以下「指定品目」という。）に該当する装備品等に係る第6条に規定する認定の申請ができる者の製造設備等とする。

（認定計画）

第５条　防衛装備庁長官は、幕僚長等と協議の上、毎年度末までに翌年度の認定計画を作成するものとする。

２　認定計画には、指定品目ごとに、次の事項を定めるものとする。

⑴　指定品目の品目名、物品番号及び防衛省仕様書等の名称又は番号

⑵　認定の時期

⑶　第３条第１項の検査（以下「認定検査」という。）の時期及び認定検査の担当区分

⑷　その他防衛装備庁長官が必要があると認める事項

３　防衛装備庁長官は、認定計画を変更する必要があると認める場合には、幕僚長等と協議の上、これをするものとする。

（認定の申請ができる者）

第６条　認定の申請ができる者は、指定品目に該当する装備品等の製造者であつて、次に掲げるものとする。

⑴　有資格者

⑵　有資格者以外の者であつて、有資格者である製造者又は販売者を通じて、認定の申請をしようとする日の属する年度の翌年度末までに、当該装備品等を防衛省に納入することを当該製造者又は当該販売者と約しているもの

（公示）

第７条　防衛装備庁長官は、毎年度必要の都度、次に掲げる事項について、認定の申請をしようとする者に周知徹底できる方法により公示するものとする。

⑴　指定品目の品目名、物品番号及び防衛省仕様書等の名称又は番号

⑵　認定の対象となる製造設備等

⑶　認定の申請ができる者の資格

⑷　認定の申請期間

⑸　認定検査の時期、場所及び方法

⑹　その他防衛装備庁長官が必要があると認める事項

（認定の申請の受理の特例）

第８条　防衛装備庁長官は、認定の申請をしようとする者が認定の申請期間を経過した後に第６条に規定する申請ができる者に該当することとなつた場合その他特別の理由があると認める場合には、当該申請期間の経過後において、認定の申請を受理することができる。

（認定検査の実施等）

第９条　防衛装備庁長官は、認定の申請を受理した場合には、認定計画に基づき、認定検査を行うものとする。この場合において、認定計画に認定検査の担当者として幕僚長等が定められているときは、当該幕僚長等に認定の申請に係る書類その他必要な書類を送付してその実施を依頼するものとする。

２　防衛装備庁長官は、認定検査を行うに当たつては、認定検査の時期、場所、方法その他防衛装備庁長官が必要があると認める事項について、認定の申請を受理された者（以下「認定申請者」という。）と協議の上、その円滑な実施を図るものとする。

（認定検査の方法）

第１０条　認定検査は、次の方法により行うものとする。

⑴　直接の審査又は試験

⑵　次に掲げる資料の審査

ア　国の機関又はこれに準ずる機関が検定、規格等により製造設備等について製造上の要件を備えていることを証する資料

イ　申請に係る指定品目に該当する装備品等の一部を構成する装備品等に係る製造設備等について認定が行われている場合における認定に関する資料で、当該申請に係る製造設備等が製造上の要件を備えていると認められるもの（当該認定に際しての認定検査がウ又はエに掲げる方法により行われている場合にあつては、当該ウ又はエに掲げる資料とし、防衛装備庁長官が第１６条第１項に規定する確認検査を行うこととなつた場

合その他製造上の要件を備えていることを証するのに有効であると認められない場合においては、当該認定に関する資料を除く。）

ウ　認定申請者の技術水準等が、防衛装備庁長官が幕僚長等と協議の上、定める基準に該当し、かつ、製造設備等及び当該製造設備等により製造される装備品等の認定検査が行われる前に、当該製造設備等により製造された装備品等であつて、認定検査を行おうとしている装備品等の全部又は一部と同一のものが監督検査に合格している場合において、当該認定申請者が、認定検査を行おうとしている装備品等の全部又は一部の品質が当該監督検査に合格している装備品等の全部又は一部の品質と同一であることを保証し、及び指定品目に該当する装備品等を防衛省に納入する際に取替え、補修等の保証を行うことを約しているときは、当該監督検査に関する資料

エ　認定申請者の技術水準等が、防衛装備庁長官が幕僚長等と協議の上、定める基準に該当し、かつ、当該認定申請者が指定品目に該当する装備品等を防衛省に納入する際に取替え、補修等の保証を行うことを約している場合における当該認定申請者から特にその製造設備等が製造上の要件を備えていることを証するものとして提出された資料

⑶　防衛省仕様書等において品質管理方式による製造が要求されている場合において、その品質管理方式の方法が防衛省仕様書等により指定されているときはその品質管理方式により、指定されていないときは防衛装備庁長官が指定品目に該当する装備品等及びその製造設備等の品質が確保されると認める品質管理方式により、得られた製造上の要件を備えていることを証する資料の審査

（認定検査の実施要領）

第１１条　認定検査は、指定品目に該当する装備品等に係る防衛省仕様書等のほか、防衛装備庁長官が、必要に応じ幕僚長等と協議の上、当該防衛省仕様書等において要求されている審査又は試験の項目ごとに、前条に掲げる方法の適用その他必要と認められる事項について定めた認定検査実施要領に基づいて行うものとする。

（認定検査の結果の通知）

第１２条　幕僚長等は、第９条第１項の規定により防衛装備庁長官から認定検査の実施の依頼を受けた場合には、遅滞なく、これを実施し、必要な意見を付して認定検査の結果を、速やかに、防衛装備庁長官に通知するものとする。

（認定の通知）

第１３条　防衛装備庁長官は、認定を行つた場合には、その製造設備等（以下「認定設備等」という。）の名称、認定番号、認定設備等に係る工場の名称及び所在地、認定に関する次に掲げる条件その他必要な事項を記載した認定の通知書を認定申請者に送付するものとする。

⑴　認定設備等により製造される装備品等について、製造を中止したとき、又は防衛省に納入する意思がなくなつたときは、速やかに、その旨を届出ること。

⑵　認定設備等により製造された装備品等であることをその装備品等、包装、容器若しくは送り状に表示するとき、認定設備等に係る工場であることをその工場の表示板等に表示するとき、又は認定を受けたことについて広告宣伝をするときは、不当な、又は著しく誇大な表示又は広告宣伝を行わないこと。

⑶　認定設備等及び認定の通知書に記載された内容を変更したときは、速やかに、その旨を届出ること。

２　防衛装備庁長官は、申請に係る製造設備等が製造上の要件を備えていると認められない場合には、その旨を認定申請者に通知するものとする。

３　防衛装備庁長官は、第１項の送付又は前項の通知を行った場合には、その旨を関係の幕僚長等に通知するものとする。

（認定品目表の作成等）

第１４条　防衛装備庁長官は、必要の都度、認定設備等により製造される装備品等の品目（以下「認定品目」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した一覧表を作成して、これを関係の幕僚長等に送付するものとする。

⑴　認定品目の品目名、物品番号及び防衛省仕様書等の名称又は番号

⑵　認定番号、認定年月日及び認定設備等の名称、型式等

⑶　認定を受けた者の名称及び所在地

⑷　認定設備等に係る工場の名称及び所在地

⑸　認定品目に該当する装備品等について定められている商品名又は記号

⑹　その他防衛装備庁長官が必要があると認める事項

（認定後の注意等）

第１５条　防衛装備庁長官は、認定設備等が引続き製造上の要件を備えているかどうかを注意するものとする。

２　幕僚長等は、認定設備等が引続き製造上の要件を備えているかどうかを注意するものとし、製造上の要件を備えなくなつた恐れがあると認めた場合には、遅滞なく、その旨を防衛装備庁長官に通知するものとする。

（確認検査）

第１６条　防衛装備庁長官は、次の各号の一に該当する場合には、認定設備等について製造上の要件を備えているかどうかを確認するための検査（以下「確認検査」という。）を行うものとする。

⑴　認定設備等がその変更、滅失等により製造上の要件を備えなくなつた恐れがあるとき。

⑵　認定設備等が防衛省仕様書等の改正により製造上の要件を備えなくなつた恐れがあるとき。

⑶　認定設備等により製造される装備品等が監督検査において不合格になつたとき（第１８条第１項第１２号の場合を除く。）

⑷　その他防衛装備庁長官が認定設備等が製造上の要件を備えているかどうかを確認する必要があると認めたとき。

２　前項の場合において、関係の幕僚長等に確認検査の実施を依頼することが適当であると認めるときは、当該幕僚長等と協議の上、必要な書類を送付してこれを依頼するものとする。

３　防衛装備庁長官は、確認検査を行う場合には、直ちに、その対象となる認定設備等により製造される装備品等の監督検査を担当している監督官又は検査官（調達品等に係る監督及び検査に関する訓令第４条第２項に規定する監督官又は検査官をいう。以下同じ。）に、幕僚長等の指揮を受ける職員をも

つて充てられた監督官又は検査官にあつては当該幕僚長等に、その旨を通知しなければならない。確認検査の結果、次条第３項の通知を行つた場合も同様とする。

４　第１０条から第１２条までの規定は、確認検査を行う場合に準用する。

（確認検査の結果の通知等）

第１７条　防衛装備庁長官は、確認検査の結果、認定設備等が製造上の要件を備えていると認められない場合には、その旨及び所要の期間内に改善の申出ができる旨を認定を受けた者に通知するものとする。

２　防衛装備庁長官は、前項の通知を受けた者から所要の期間内に改善を行つた旨の申出があつた場合には、再び確認検査を行うものとする。

３　防衛装備庁長官は、確認検査の結果、認定設備等が製造上の要件を備えていると認める場合には、その旨を認定を受けた者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第１８条　防衛装備庁長官は、次の各号の一に該当する場合には、認定の取消しを行うものとする。

⑴　認定を受けた者が存在しなくなつたとき。

⑵　認定を受けた者が第6条に規定する認定の申請ができる者でなくなつたとき。

⑶　第１３条第１項第１号の届出があつたとき。

⑷　認定を受けた者が正当な理由がなくて第１３条第１項に掲げる条件に違反したとき。

⑸　認定設備等のうち、主要な製造設備が滅失したとき。

⑹　防衛省仕様書等が廃止されたとき。

⑺　認定設備等がその変更、滅失等又は防衛省仕様書等の改正により製造上の要件を備えていると認められないとき。

⑻　前条第１項の通知を受けた者から所要の期間内に改善を行つた旨の申出がなかつたとき。

⑼　前条第２項の確認検査を行った結果、認定設備等が製造上の要件を備えていると認められないとき。

⑽　不正な手段により認定を受けた者であることが判明したとき。

⑾　認定を受けた者が正当な理由がなくて認定を受けた日から３年を経過しても認定設備等により製造される装備品等について、防衛省における競争入札に参加しなかつたとき、若しくは随意契約に応じなかつたとき、又は第6条第２号に規定する製造者若しくは販売者と契約しなかつたとき。

⑿　認定設備等により製造された装備品等が監督検査において不合格となつた場合であつて、当該認定設備等が製造上の要件を備えていると認められないとき。

⒀　その他防衛装備庁長官が取消しを行う必要があると認めたとき。

２　防衛装備庁長官は、認定の取消しを行つた場合には、速やかに、その旨を当該認定を受けている者に通知するものとする。

３　防衛装備庁長官は、前項の規定により通知した場合には、その旨を関係の幕僚長等に通知するものとする。

（認定審査会）

第１９条　防衛装備庁長官は、次の各号に掲げる事項について、認定審査会に諮問するものとする。

⑴　認定の可否

⑵　確認検査の必要性の有無及び確認検査の結果に基づく措置

⑶　認定の取消しの可否

⑷　その他防衛装備庁長官が必要があると認める事項

２　認定審査会は、防衛装備庁に置く。

３　認定審査会は、防衛装備庁長官が指名する議長及び議題に応じ、防衛装備庁長官又は幕僚長等（地方防衛局長を除く。次項において同じ。）が指名する委員をもつて構成する。

４　前各項に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、幕僚長等と協議の上、防衛装備庁長官が定める。

（委任規定）

第２０条　この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項については、防衛装備庁長官及び幕僚長等が関係の幕僚長等及び防衛装備庁長

官と協議の上、定めて防衛大臣に報告するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、昭和5１年２月１日から施行する。

（仮認定）

２　調達実施本部長は、この訓令の施行の際現に認定の制度と類似の制度により防衛庁本庁が必要とする品質その他技術的条件を備えていると認められている装備品等（当該類似の制度により調達実施本部長が選定した製造者の製造する装備品等を含む。以下同じ。）のうち、別に指定する装備品等に係る製造設備等について、第３条の規定にかかわらず、製造上の要件に準じて調達実施本部長が定める要件を備えていると認める場合には、そのことを認定することができる。

３　調達実施本部長は、この訓令の施行の日から起算して１月を経過する日までに、前項の認定（以下「仮認定」という。）を行うものとする。

（仮認定設備等の認定検査）

４　調達実施本部長は、仮認定を行つた製造設備等（以下「仮認定設備等」という。）のうち、仮認定を行つた後にこの訓令の施行の日から起算して３年を経過する日までに指定品目に該当する装備品等に係る製造設備等として別に定めるものについて、仮認定の日から起算して３年を経過する日までに期日を指定して、認定検査を実施するものとする。

（仮認定の有効期間）

５　仮認定の効力は、仮認定の日から起算して３年を経過した日に失う。ただし、仮認定設備等について認定検査を行ったものについては、認定の可否を決定したときに、その効力を失う。

（準用規定）

６　第１３条から第２０条までの規定は、仮認定について準用する。この場合において、「認定」とあるのは「仮認定」と、「認定設備等」とあるのは「仮認定設備等」と、「認定番号」とあるのは「仮認定番号」と、「認定申請者」とあるのは「仮認定をうけた者」と、「認定品目」とあるのは「仮認定品目」

と、「防衛庁仕様書等」とあるのは「防衛庁仕様書等又は調達実施本部長が幕僚長等と協議の上、定める仮認定の基準に記載されている仕様書」と、「認定年月日」とあるのは「仮認定年月日」と、「製造上の要件を備えている」とあるのは「調達実施本部長が幕僚長等と協議の上、定める仮認定の基準に適合している」と及び「製造上の要件を備えなくなつた」とあるのは「調達実施本部長が幕僚長等と協議の上、定める仮認定の基準に適合しなくなつた」と読替えるものとする。

（調達品等に係る監督及び検査に関する訓令の一部改正）

7　調達品等に係る監督及び検査に関する訓令の一部を次のように改正する。

第6条第２項第２号を次のように改める。

（２）　材料等に関する次に掲げる資料の審査

ア　国の機関又はこれに準ずる機関が検定、規格等により材料等の品質を保証していることを証する資料

イ　当該材料等の製造設備等（装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和５０年防衛庁訓令第４４号。以下「認定訓令」という。）第２条第２号に規定する製造設備等をいう。以下同じ。）について認定訓令に基づき認定が行われている場合における当該認定に関する資料（当該認定に際しての認定訓令第１０条に規定する認定検査が同条第２号ウ又はエに掲げる方法により行われている場合にあつては、当該材料等について契約上取替え、補修等の担保がされているときにおける契約の相手方から品質を特に保証する資料として提出されたものとし、調達実施本部長が認定訓令第１6条第１項に規定する確認検査を行うこととなつた場合においては、当該認定に関する資料を除く。）

ウ　当該調達品等の品目等及び契約の相手方の技術水準等が、幕僚長等が関係幕僚長等と協議の上、定める基準に該当し、かつ、当該調達品等の監督が行われる前に、当該調達品等に係る製造設備等により製造された調達品等であつて、監督を行おうとしている調達品等と同一のものが監督及び検査に合格している場合において、当該契約の相手方が、監督を行おうとしている当該調達品等の材料等の品質が直前の監督及び検査に合格している調達品等の材料等の品質と同一であることを保証し、並びに契約上取替え、補修等の担保をしているときは、直前の監督又は検査

に関する資料

エ　当該調達品等の品目等及び契約の相手方の技術水準等が、幕僚長等が関係幕僚長等と協議の上、定める基準に該当し、かつ、契約上取替え、補修等の担保がされている場合における契約の相手方又は下請負業者等から当該材料等の品質を特に保証するものとして提出された資料

第8条第２項第２号を次のように改める。

（２）　調達品等に関する次に掲げる資料の審査

ア　国の機関又はこれに準ずる機関が検定、規格等により当該契約の目的たる調達品等の品質を保証していることを証する資料

イ　当該調達品等の製造設備等について認定訓令に基づき認定が行われている場合における当該認定に関する資料（当該認定に際しての認定訓令第１０条に規定する認定検査が同条第２号ウ又はエに掲げる方法により行われている場合にあつては、当該調達品等について契約上取替え、補修等の担保がされているときにおける契約の相手方から品質を特に保証する資料として提出されたものとし、調達実施本部長が認定訓令第１6条第１項に規定する確認検査を行うこととなつた場合においては、当該認定に関する資料を除く。）

ウ　当該調達品等の品目等及び契約の相手方の技術水準等が、幕僚長等が関係幕僚長等と協議の上、定める基準に該当し、かつ、当該調達品等の完成検査が行われる前に、当該調達品等に係る製造設備等により製造された調達品等であつて、完成検査を行おうとしている調達品等と同一のものが監督及び検査に合格している場合において、当該契約の相手方が完成検査を行おうとしている当該調達品等の品質が直前の監督及び検査に合格している調達品等の品質と同一であることを保証し、並びに契約上取替え、補修等の担保をしているときは、直前の監督又は検査に関する資料

エ　当該調達品等の品目等及び契約の相手方の技術水準等が、幕僚長等が関係幕僚長等と協議の上、定める基準に該当し、かつ、契約上取替え、補修等の担保がされている場合における契約の相手方から当該調達品等の品質を特に保証するものとして提出された資料

附則中第6項を削り、第5項を第6項とし、第４項を第5項とし、第３項

の次に次の１　　項を加える。

４　認定訓令附則第３項の仮認定を行った製造設備等に係る資料で、監督又は検査に有効と認められるものは、同附則第5項に規定する有効期間内に限り、第6条第２項第２号イ及び第8条第２項第２号イに掲げる資料に準じて用いるものとする。

（防衛庁の事務次官の専決及び代決並びに防衛庁本庁の内部部局における専決及び代決に関する訓令の一部改正）

８　防衛庁の事務次官の専決及び代決並びに防衛庁本庁の内部部局における専決及び代決に関する訓令（昭和３5年防衛庁訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第３装備局長専決事項各課共通の事務の項中に次の１号を加え、同専決事項武器需品課所掌事務の項中第9号を削り、第１０号を第9号とし、同専決事項航空機課所掌事務の項中第１号を削り、第２号の号名を削る。

（２8）　装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和5０年防衛庁訓令第４４号）第４条及び附則第２項の規定による指定並びに附則第４項による定めに関すること。

附　則（昭和59年6月３０日庁訓第３7号）（抄）

１　この訓令は、昭和59年7月１日から施行する。

附　則（平成１３年１月6日庁訓第２号）（抄）

１　この訓令は、平成１３年１月6日から施行する。

附　則（平成１8年３月２7日庁訓第１２号）（抄）

１　この訓令は、平成１8年３月２7日から施行する。

附　則（平成１8年7月２8日庁訓第8３号）（抄）

１　この訓令は、平成１8年7月３１日から施行する。

附　則（平成１9年１月5日庁訓第１号）（抄）

１　この訓令は、平成１9年１月9日から施行する。

附　則（平成１9年８月２7日省訓第１４０号）

この訓令は、平成１9年９月１日から施行する。

附　則（平成27年10月１日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第１条　この訓令は、平成27年10月１日から施行する。